

29 八行行発第 46 号
平成 29 年 6 月 16 日

八王子市監査委員	伊藤	達夫	殿
同	矢野	和利	殿
同	水野	淳	殿
同	鈴木	勇次	殿

八王子市長 石 森 孝 志

包括外部監査結果に基づく措置について（通知）

このことについて、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により別紙のとおり通知します。

平成21年度

監査テーマ	市営住宅事業に係る事務の執行等について
監査項目	(2) 市営住宅家賃等の徴収及び管理について
指摘項目	連帯保証人に対する請求について
指摘事項	連帯保証人への請求に係る要綱の改正について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	<p>現行の「市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」では、連帯保証人に対し、滞納者の滞納家賃が4ヶ月以上となった場合に納付履行協力の依頼を、滞納家賃が5ヶ月以上となった場合に保証債務履行の請求をすることができることになっている。</p> <p>公営住宅法は、原則として3ヶ月分の滞納が生じないうちに事態の解決を求めているものと解される。また、連帯保証人の立場から考えても、滞納金額が大きくなってからでは対応も難しくなる。滞納が始まった早い段階で連帯保証人に連絡し、事態の解決のために協力を依頼することが適切であると考えます。</p> <p>現行の要綱よりも早期にこの時期を設定するよう所要の改正を行うことを検討されたい。</p>
措置内容	<p>滞納解消の実質的な効果が見込まれる有効な規定を検討し、滞納者に対する分割納付の規定と、連帯保証人に対して、滞納家賃が2か月以上となった場合に納付履行の協力を依頼することができる規定、及び滞納家賃が3か月以上になった場合に保証債務の履行を要請することができる規定を平成28年8月に要綱へ追加した。</p> <p>上記改正に加え、平成28年12月に催告書の定義を「6月末までに発行する文書」となっていたものを、「必要に応じて発行する文書」と改正したほか、平成29年2月に滞納指導内容記録の保存年限を明記し、適切な滞納整理事務を行うため要綱改正を行った。</p> <p>(経緯)</p> <p>要綱の見直しにあたっては、滞納者に対する催告及び納付指導の手法の効果検証や、連帯保証人に対する納付協力依頼の手法の効果検証を行った。</p>
措置時期	平成29年2月23日
所管部課	まちなみ整備部住宅政策課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市移動営業（引車）の取扱要綱
指摘事項	要綱の基準について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。
措置内容	八王子市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正し、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を規定するとともに条例名を「八王子市食品衛生法施行条例」として平成29年3月6日に公布した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市行事における臨時営業等の取扱要綱
指摘事項	要綱の基準について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 （概要）	要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。
措置内容	八王子市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正し、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を規定するとともに条例名を「八王子市食品衛生法施行条例」として平成29年3月6日に公布した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱
指摘事項	要綱の基準について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。
措置内容	八王子市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正し、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を規定するとともに条例名を「八王子市食品衛生法施行条例」として平成29年3月6日に公布した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱
指摘事項	要綱の基準について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。
措置内容	八王子市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正し、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を規定するとともに条例名を「八王子市食品衛生法施行条例」として平成29年3月6日に公布した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
指摘項目	八王子市特定保存温度帯で保管される弁当の自動販売機の取扱要綱
指摘事項	要綱の基準について
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘 <input type="checkbox"/> 意見
指摘内容 (概要)	要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。
措置内容	八王子市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例の一部を改正し、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を規定するとともに条例名を「八王子市食品衛生法施行条例」として平成29年3月6日に公布した。
措置時期	平成29年3月6日
所管部課	健康部生活衛生課